

[スマートプラスクレジット会員規約](#)

[Smartplus Credit利用規約\(極度方式\)](#)

[個人情報の取扱いに関する同意事項\(スマートプラスクレジット会員様向け\)](#)

スマートプラスクレジット会員規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、お客様が株式会社スマートプラスクレジット(以下「当社」といいます)との間で、当社が提供する各種サービスを利用するために必要な会員資格(以下、会員登録を行い会員資格を取得したお客様を「会員」といいます)に関する、お客様と当社との一切の関係について適用されます。

第2条(会員登録)

1. お客様が、本規約及び当社が別途定める個人情報の取扱いに関する同意事項等に同意の上、当社所定の方法による会員登録手続きを完了すると、お客様と当社の間で本規約の各規定を内容とする契約(以下「本契約」といいます)が成立し、お客様は会員資格を取得して当社が提供するWebサイト(当社が管理、運営するWebサイト及びアプリを含むものとし、以下同様とします)上にアカウントが作成されます。
2. 会員は、アカウントを通じて、当社が提供する各種サービス(以下「会員サービス」といいます)を利用することができます。ただし、各サービスの利用規約への同意など、別途手続きが必要な場合があります。

第3条(ID等の管理)

1. 会員がアカウントを利用するためにはID及びパスワード(以下「ID等」といいます)を用いてログインする必要があります。
2. 会員は、自己の責任においてID等を第三者に知られることがないように管理しなければならず、第三者に貸与、譲渡その他方法を問わず自己のID等を第三者に使用させてはならないものとします。
3. 当社は、入力または利用されたID等が会員が登録したものと一致することを当社所定の方法によって確認した場合、会員による利用があったものとして会員サービスを提供し、会員のアカウントを第三者が利用している場合であっても、それにより会員に生じた損害について当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第4条(登録情報の変更)

会員は、会員として登録した情報(以下「登録情報」といいます)に変更が生じた場合は、速やかに登録情報の変更をしなければならないものとし、登録情報の変更がなされなかったことにより

会員に生じた損害について、当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第5条(禁止事項)

1. 会員は、会員サービスの利用に関して、次の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令、行政処分、または裁判所の判決、決定もしくは命令に違反する行為
 - (2) 公の秩序または善良の風俗を害する行為
 - (3) 第10条の表明または確約に違反する行為
 - (4) 当社または第三者の権利、利益、名誉等を侵害する行為
 - (5) 当社の事前の承諾なしに当社が保有する知的財産権を利用する行為
 - (6) 第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を送信する行為
 - (7) 第三者の個人情報その他のプライバシーに関する情報を不正に収集、開示、または提供する行為
 - (8) 第三者と共同して会員サービスを利用する行為
 - (9) 不正アクセス行為、第三者のアカウントを利用する行為、複数のアカウントを作成または保有する行為、その他これらに類する行為
 - (10) 会員サービスの誤作動を誘引する行為
 - (11) 会員サービスが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、または、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、または頒布を行う行為
 - (12) 会員サービスまたは当社のサーバーに過度の負担をかける行為
 - (13) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを当社または第三者に送信し、または流布する行為
 - (14) 本規約に違反し、または会員サービスの趣旨目的に反する行為
 - (15) 風説を流布し、または偽計、威力等を用いて当社及び当社の関係会社(当社の親会社及び親会社の子会社を指します)の信用を毀損する行為
 - (16) 当社及び当社の関係会社の事業を妨害する行為
 - (17) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 会員は、アカウントおよび本契約上の地位、一切の権利および義務を第三者に譲渡、貸与、担保の差入またはその他の処分をしてはならないものとします。

第6条(利用停止等)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該会員による会員サービスの利用停止、アカウントの停止、ID等の変更、または当該会員の会員資格の取り消し等の措置を講じることができるものとします。これにより会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。
 - (1) 会員に法令または本契約に違反する行為があった場合
 - (2) 会員に会員サービス利用に関して不正行為があった場合
 - (3) 一定回数以上のID等の誤入力があるなど会員のセキュリティを確保するために必要な場合
 - (4) その他、当社が不適切と判断した場合
2. 前項に定める場合のほか、会員が当社の定める一定の期間内に一定回数のログインを行わなかった場合は、当社は、事前に通知することなく前項所定の措置を講じることがで

きるものとし、当該措置を講じたことにより会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第7条(退会)

1. 会員は、当社所定の退会手続きを行うことにより、いつでも本契約を解約し、アカウントを閉鎖することができます。ただし、会員が、会員サービスを利用中である場合、会員サービスの利用に基づき当社に対して債務を負っている場合、その他当社が不適切と判断した場合は本契約を解約することができないものとし、
2. 前項の退会手続きにより、または、事由のいかんを問わず本契約が終了した場合、会員は、アカウントおよび会員サービスについて、即時に利用することができなくなります。ただし、本契約終了以前において会員が当社に対して債務を負っていた場合、当該債務は消滅せず、会員は、当社が各会員サービスに関して別途定める場合を除き、当社に対して本契約終了後ただちに全ての当該債務について弁済しなければならないものとし、

第8条(会員サービスの変更等)

1. 当社は、会員サービスの内容の全部もしくは一部を変更もしくは追加し、または会員サービスの提供を終了することができるものとし、
2. 当社は、次の各号に定める場合、会員に事前に通知することなく、会員サービスの全部または一部を一時的に中断することができるものとし、
 - (1) システム等の点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多等によって、システムに負荷が集中した場合
 - (3) 会員、当社、または第三者のセキュリティを確保する必要がある場合
 - (4) 通信回線等が事故、故障等により停止した場合
 - (5) 天災地変、火災、停電、その他の不慮の事故または戦争、紛争、政変、動乱、暴動、労働争議等の不可抗力により会員サービスの提供が困難な場合
 - (6) 裁判所の命令または法令に基づく処分が行われ会員サービスの提供が困難な場合
 - (7) その他当社が各会員サービスに関する状況に照らして合理的に中断が必要と判断した場合
3. 当社が本条に基づいて行った措置に起因して会員に損害が生じたとしても、当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第9条(免責)

1. 会員は、当社が会員サービスについて、エラー、バグ、不具合またはセキュリティ上の欠陥が存在しないこと、第三者の権利を侵害しないこと、会員が期待する性質を有することおよび会員に適用ある法令に適合的であることについて、当社がいかなる保証も行わないこと、ならびに、会員サービスが会員サービス提供時における現状有姿において提供されることを理解し、これを承諾するものとし、自己の責任において会員サービスを利用するものとし、

2. 当社は、会員による会員サービスの利用に関して、会員に対する責任を負う場合には、当社に故意または重過失がある場合を除き、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限として、会員に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償するものとし、特別な事情から生じた損害(当社が損害の発生を予見し、または、予見することができた場合を含みます)については、責任を負わないものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第11(本契約の解除)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に対し何ら催告または通知等を行うことなく、本契約を解除することができるものとし、会員は、当然に当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) 会員が暴力団員等若しくは前条第1項各号のいずれかに該当し、または前条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合または違反すると当社が判断した場合。
 - (2) 会員が前条第1項または第2項の表明または確約に関して虚偽の申告をした場合または虚偽の申告をしたと当社が判断した場合。
2. 前項の規定に基づいて当社が本契約を解除したことによって会員が被った損害等に関し、当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。一切責任を負わないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員はその損害について賠償する責任を負うものとします。

第12条(届出義務)

1. 会員は、会員の氏名、名称、住所、本店の所在地、電話番号、メールアドレス等の連絡先、及び代表者の氏名、連絡先、その他の当社に届け出た事項(以下、「届出事項」といいます)について、変更があった場合には、その都度、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 会員が届け出ている連絡先に当社が通知または連絡等を行った場合には、通常到達すべき時に会員に到達したものとみなします。
3. 会員は、その営業に関して監督官庁から処分、勧告、指導その他指摘等を受けた場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
4. 会員は、ID等が漏えいしたおそれがある場合は、直ちにID等の変更等の手続をとるとともに、当社に対し連絡をしなければならないものとします。

第13条(準拠法)

本契約の準拠法は日本法とします。

第14条(合意管轄)

当社及び会員は、本契約に関する一切の紛争について、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第15条(本規約の変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をWebサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をWebサイトにおいて告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

2023年9月制定

Smartplus Credit利用規約(極度方式)

第1条(本規約の目的)

本規約は、株式会社スマートプラスクレジット(以下「当社」といいます)が提供するローンサービス「Smartplus Credit」を利用して、お客様(以下「契約者」といいます)が金銭の借入れを行うための極度方式基本契約(以下、本規約に基づき、当社と契約者との間で成立する極度方式基本契約を「本契約」といいます)を締結し借入れ(以下「個別借入れ」といいます)を行うことに関する、契約者と当社との一切の関係について適用されます。

第2条(会員登録及び審査)

1. 契約者は、本契約のお申込みをするためには、本規約並びに当社が別途定めるスマートプラスクレジット会員規約及び個人情報の取扱いに関する同意事項に同意の上、あらかじめ当社所定の方法で会員登録及び審査の申込みをしなければなりません。
2. 契約者は前項の申込みの時点で、20歳以上で、かつ、株式会社ローソンアーバンワークスに在籍する従業員でなければならないものとします。

第3条(契約の成立)

本契約は、契約者があらかじめ当社所定の方法で情報を提供して審査の申込みを行い、当社が所定の審査の下で提示した契約極度額、借入利率、約定返済日、返済方法その他の条件で本契約の申込みを行い、当社が承諾を通知したときに成立します。

第4条(契約極度額)

1. 契約極度額は、契約者が希望した額を上限として、当社が所定の審査により算出して契約締結時書面(貸金業法第17条第2項に規定する書面をいい、以下同じとします)の契約極度額欄に記載した金額とします。
2. 当社は、契約者の信用状況その他の事情に関する当社の審査により、契約極度額を上限として借入限度額を定め、契約者は借入限度額の範囲内で繰返し個別借入れを行うことができます。
3. 当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、契約者に何ら通知等をせず借入限度額を減額することができるものとします。
 - (1) 本契約に違反したときまたは本契約に基づく債務の不履行があったとき
 - (2) 貸金業法その他の法令等の定めに基づき必要であるとき
 - (3) 契約者の営業状況または信用状態に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき
 - (4) 契約者との連絡が取れないときまたはそのおそれがあるとき
4. 当社は、前項各号に定める場合または当社が相当と認めた場合は、契約者による新たな個別借入れを停止することができるものとします。
5. 当社は、契約者の営業状況または信用状態に関する当社の審査により、借入限度額を増額し、または新たな個別借入れの停止を解除することができるものとします。

第5条(借入利率等)

1. 借入利率は、当社が所定の審査により算出して契約締結時書面に記載した利率を適用します。
2. 当社は、契約者の営業状況または信用状態に関する当社の審査により、借入利率を変更することができるものとします。
3. 利息は、以下の計算式によって算出するものとします。
借入残高×借入利率÷365(閏年は366とします)×利用日数

第6条(遅延損害金)

契約者が第13条により期限の利益を喪失した場合、契約者は、当社に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から、本契約に基づく残元本全額及び期限の利益を喪失した日までの利息の合計額を返済する日まで、残元本全額に契約締結時書面記載の計算方法により算定された額を上限として、当社の請求に従って遅延損害金を支払わなければなりません。

第7条(個別借入れの方法)

1. 契約者は、当社所定のウェブサイト(以下「当社ウェブサイト」といいます)上でアカウントにログインした上で、当社所定の方法で個別借入れの申込みを行うことができます。
2. 前項の申込みに対して、当社が当社ウェブサイト上に個別借入れに係る契約締結の完了画面を表示する等の当社所定の方法により承諾した場合、当該承諾時に個別借入れに係る契約(以下「個別契約」といいます)が成立します。
3. 個別契約が成立した場合、当社は、契約者があらかじめ当社に登録した金融機関口座に振り込む方法で、個別契約に基づき貸付けを行います。
4. 契約者が本契約に基づく借入残高がある状態で、新たな個別借入れを行ったときは、契約者は、従前の借入残高の元本と新たな個別借入れの借入額の合計額を本契約に基づく金銭消費貸借の目的とすることに合意したものとします。

第8条(借入金の返済方法)

1. 返済方法は、残高スライド元利定額方式とし、契約者は、毎月13日(以下「約定返済日」といいます)に、各回の返済金額を返済するものとします。ただし、借入残高がない状態で個別借入れをした場合は、当該個別借入れを行った日が属する月の翌月13日を初回の約定返済日とします。なお、約定返済日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に返済することとします。
2. 契約者の当社に対する返済の支払方法は、当社指定の金融機関口座への振込み(以下「口座振込み」という)、または契約者指定の金融機関口座からの口座振替(以下「口座振替」といいます)のいずれかの方法のうち、契約者があらかじめ選択した方法とします。なお、口座振替を選択した場合には、契約者は、当社に対する口座振替依頼の手続を行うものとします。
3. 契約者は、当社所定の方法により前項で選択した方法を変更することができるものとします。
4. 当社が相当と認める事由がある場合、当社は、口座振替を停止することができるものとします。また、口座振替を停止した場合には、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により当社が相当と認めたときは、当社は、口座振替を再開することができるものとします。

5. 当社が約定返済日に口座振替の方法で返済を受けることができなかった場合(口座振替の手続が完了していない場合を含みます)または前項の規定により当社が口座振替を停止した場合は、契約者は、当社指定の金融機関口座への振込みの方法により返済するものとし、振込手数料は、契約者の負担とします。

第9条(各回の返済金額)

1. 各約定返済日における返済金額(以下「約定返済額」といいます)は、当該約定返済日が属する月の前月末日時点における最終の借入を行った日の残元金の11分の1の金額から100円未満を十の位で四捨五入した金額とします。ただし、残元金の11分の1の金額が1,000円未満の場合は、約定返済額を1,000円とします。
2. 約定返済日における残債務の金額が、約定返済額に満たない場合は、当該約定返済日における返済金額は残債務の全額とします。

第10条(返済金額の充当順序)

1. 返済金額は、原則として、(1)費用及び手数料、(2)遅延損害金、(3)利息、(4)元本の順に充当します。ただし、契約者が当社に対し複数の債務を負担しており、その返済金はその月の返済合計額に満たない場合には、いずれの債務に充当するかは当社の指定によるものとし、契約者は、当社が指定した順位に異議を述べないものとします。
2. 各回の返済金額を超過する金額を当社が受領した場合は、当社は、当該超過分を前項の順序に従って充当するものとし、当該充当後において、なお残額があるときは、当社は、当社所定の方法で当該残額を契約者へ返金するものとし、

第11条(費用及び手数料の負担)

契約者は、次の各号の費用及び手数料を負担する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 公租公課に充てられるべきもの
- (2) ATM手数料(ただし、貸金業法等の法令で利息とみなされない金額の範囲内)
- (3) 返済のために必要な費用
- (4) 書類の郵送に要する費用及び手数料
- (5) 契約者の要請により当社が行う事務の費用
- (6) その他契約者と当社の間で別途合意する費用及び手数料

第12条(期限前返済)

1. 契約者は、約定返済日より前に約定返済額の返済を行い、または約定返済額より多くの金額を返済すること(以下「期限前返済」といいます)ができるものとし、
2. 契約者が期限前返済をした場合、返済金額は第10条に定める順序に従って充当されます。
3. 契約者が期限前返済をした場合、その直後に到来する約定返済日(以下「直近約定返済日」といいます)における約定返済額の返済を行ったものとみなし、当該期限前返済の返済金額にかかわらず、直近約定返済日以降に到来する約定返済日における約定返済額の返済義務は本契約に基づきあらかじめ定められている条件から変更されないものとします。

4. 契約者が期限前返済を行う場合は、口座振込みの方法により返済することとします。なお、振込手数料は、契約者の負担とします。

第13条(期限の利益の喪失)

1. 契約者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社からの何らの通知または催告を要せずに、本契約に基づく債務を含む当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、遅延損害金を含む当該債務の全額を直ちに支払うものとし、当社は本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者の当社に対する一切の債務(本契約に基づく債務に限りません)の返済が遅延したとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権実行の申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てその他の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったときまたは任意整理の開始があったとき
 - (4) 当社にとって契約者の所在が不明になったとき
2. 契約者は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社からの通知により、本契約に基づく債務を含む当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、遅延損害金を含む債務の全額を直ちに支払うものとし、当社は本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約の条項の一にでも違反したとき
 - (2) 当社に差し入れた書面(写しを含みます)に虚偽の記載があったとき、または連絡先、収入等の申告を偽ったとき
 - (3) 届出事項の変更その他、第20条に基づく届出を怠ったとき
 - (4) 株式会社Finatextホールディングス及びその関係会社が、契約者との間の取引に基づき取得した契約者の営業状況等の情報に照らし、当社が契約者に対する債権を保全するために必要と認めたとき
 - (5) 前各号の他契約者の信用状態が悪化し、当社が契約者に対する債権を保全するために必要と認めたとき
 - (6) 本契約に関して、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の関係法令等に基づき必要とされる各種の対応または手続等に契約者が応じないことその他の理由により、当該対応または手続等が遅滞または完了しないとき

第14条(個別契約に係る契約締結時書面及び受取証提供)

1. 契約者は、当社が、契約者との間で個別契約を締結したときに、貸金業法第17条第1項前段の書面及び第4項前段の書面に代えて同条第6項の書面を交付することに同意するものとします。
2. 当社は、契約者から返済を受けた場合は、直ちに受取証(貸金業法第18条第1項に規定する書面をいい、以下同様とします)を交付します。ただし、貸金業法第18条第2項に規定する場合においては、当該返済を行った契約者から請求を受けたときに限り、受取証を交付します。

第15条(電磁的方法による情報提供の同意)

1. 前条の規定にかかわらず、契約者は、契約締結時書面、受取証、その他法令に基づき当社が契約者に対して交付する義務のある書面(以下、これらの書面を総称して「法定交付書面」といいます)の交付について、当社が当該書面の交付に代わって、当該書面に記載された情報の内容を契約者の閲覧に供して、契約者の使用する端末に当該情報をPDFデータの方式で記録する方法によって情報提供を行うことに同意するものとし、また、契約者は、当該PDFデータを契約者の使用する端末に記録するものとし、
2. 契約者が前項に基づく同意を撤回した場合には、当社は、契約者による新たな個別借入れを停止することがあります。
3. 第1項の規定にかかわらず、契約者は、当社が契約者に対し法定交付書面を交付することがあることを承諾するものとし、

第16条(他の商品またはサービスでの情報利用の同意)

契約者は、本契約に関して契約者が当社に提供し、または契約者と当社との間の取引等に基づき当社が取得した契約者の情報、その他本契約に関して当社が保有する契約者に関する情報を、当社が、契約者に対し、本サービス以外の商品またはサービスを案内または提供するために利用することについて同意するものとし、

第17条(債権譲渡の承諾等)

1. 契約者は、当社が本契約に基づく債権を法令の許容する範囲で第三者に譲渡し、または担保を設定する必要があることをあらかじめ承諾するものとし、
2. 契約者は、当社が本契約に基づく債権の譲受人、譲受人になろうとする者又は担保の設定を受けようとする者に対し、守秘義務を課した上で、当社の有する契約者に関する情報を開示する必要があることに、あらかじめ同意するものとし、

第18条(その他の承諾)

1. 契約者は、当社が貸付けの契約に関する勧誘を行うことを承諾するものとし、
2. 契約者は、システムの保守・点検、停電、災害その他当社の責めによらない事由により、本契約に関する取引ができない場合があることを承諾するものとし、
3. 契約者は、当社が契約者に対して負う債務と本契約に基づき契約者に対して有する債権とを対当額で相殺することを承諾するものとし、
4. 契約者は、当社が債権の保全のために必要と認めて、契約者に営業状況又は信用状態に関する調査の協力を求めた場合には、当該調査に協力し、求められた事項について報告するものとし、
5. 契約者は、当社が必要と認めた場合には、当社が契約者の住民票等を取得する場合があることを承諾するものとし、

第19条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

- (1) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの通知または催告を要せずに当社は本契約を解除することができるものとし、契約者は、当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定により、契約者に損害が生じた場合であっても、契約者は、当社に何らの請求もすることができないものとします。また、当社に損害が生じたときは、契約者はその損害について賠償する責任を負うものとします。

第20条(届出義務)

1. 契約者は、名称、本店の所在地、電話番号、メールアドレス等の連絡先、代表者氏名その他の当社に届け出た事項(以下「届出事項」といいます)について、変更があった場合には、その都度、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者が届け出ている連絡先に当社が通知又は連絡等を行った場合には、通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。
3. 契約者は、その営業に関して監督官庁から処分、勧告、指導その他指摘等を受けた場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
4. 契約者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項に掲げる顧客等に該当することとなった場合には、直ちに当社に届け出るものとします。

第21条(本契約の有効期間等)

1. 本契約の有効期間は、本契約が成立したときから2023年12月28日18時59分までとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約は、契約者が75歳になったときに終了するものとします。
3. 本契約の有効期間中であっても、個別借入れの申込みその他の本契約に関する手続き中である場合を除き、本契約に基づく債務を完済した場合、契約者は、当社所定の方法で本契約を解約する旨を申し入れることができるものとします。
4. 本契約が終了した場合であっても、本契約に基づく債務が残存している場合は、契約者は、当該債務を本契約に従って完済に至るまで支払うものとします。
5. 本契約の終了後においても第22条から第24条の規定は効力を有するものとします。

第22条(指定紛争解決機関)

当社が契約を締結する貸金業務に関する指定紛争解決機関は、以下のとおりとします。

名称: 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地: 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

第23条(準拠法)

本契約の準拠法は、日本法とします。

第24条(合意管轄)

当社及び契約者は、本契約に関する一切の紛争について、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第25条(本規約の変更)

1. 当社は次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で契約者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項に基づく場合のほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて告知する方法又は契約者に通知する方法その他当社所定の方法により契約者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、当該周知の後に契約者が本契約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

2023年9月制定

個人情報の取扱いに関する同意事項(スマートプラス クレジット会員様向け)

第1条(利用目的)

1. 当社は、お客様の下記の個人情報及びお客様が法人である場合は当該法人の情報を下記の利用目的の範囲内で適正に取得及び利用します。

【利用目的】

- ① 当社の与信判断及び与信後の管理
- ② 当社とお客様との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存
- ③ 当社の商品およびサービスの案内
- ④ 当社内部の市場調査及び分析、商品及びサービスの研究及び開発

【個人情報】

- ① 契約のお申込み等の際に、お客様から提出等された、お客様の氏名・名称、性別、年齢、生年月日、住所・所在地、電話番号(電話の接続可否、接続状況等を含みます)、電子メールアドレス、勤務先、職業、資産、負債、収入、取引の目的、家族構成、住居状況等の情報
- ② お客様の同意に基づき、当社の提携先等から提供された、お客様の氏名・名称、性別、年齢、生年月日、住所・所在地、電話番号(電話の接続可否、接続状況等を含みます)、電子メールアドレス、勤務先、職業、資産、負債、収入、家族構成、住居状況等の情報
- ③ お客様と当社との間の契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品及びサービス名、契約金額、利用金額、金利、返済回数、毎月又は毎回の支払金額、支払方法、振替口座等の契約内容に関する情報。
- ④ お客様と当社との間の契約に係る、利用残高、月々の返済状況、債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産等の申立、債権譲渡等、取引に関する情報。
- ⑤ お客様の資産、負債、収入、支出、当社との間で締結する一切の契約に関する利用残高、返済状況、債権回収や途上与信を通じて得られた情報
- ⑥ 当社が適正な方法で取得した住民票等の公的機関が発行する書類に記載されている情報
- ⑦ お客様からの問合せ等により当社が知り得た情報(映像、音声等を含みます)
- ⑧ 官報、電話帳、住宅地図等に記載されている公開情報
- ⑨ 当社が適正な方法で取得したお客様のインターネット上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴等の履歴情報、お客様の位置情報、及びこれらの情報を分析の上、当社が把握するお客様の情報
- ⑩ 上記各号に規定する情報の変更後の情報及び付帯する情報

第2条(個人情報の第三者への提供)

当社では、法令に定める場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

第3条(個人データの共同利用について)

当社は、お客様の個人データ及びお客様が法人である場合は当該法人の情報について、以下の範囲で共同利用することがあります。

(1) 共同利用の範囲

株式会社Finatextホールディングス、並びに同社の有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社。

(2) 共同利用者の利用目的

- ① 各共同利用者の各種商品及びサービスの企画及び開発、各種商品及びサービスに関する個別のご提案及びご案内
- ② 各共同利用者の各種リスクの把握及び管理など、経営管理及びリスク管理等の適切な遂行

(3) 共同利用する情報の項目

- ① 本人特定に関する情報(氏名・名称、生年月日、性別、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、居住状況および運転免許証等の記号番号等)
- ② 契約内容に関する情報(契約の種類、申込日、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)
- ③ 返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、貸付残高、完済日および延滞等)
- ④ 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産手続き等の申立、債権譲渡等)
- ⑤ 与信に関する情報(収支、資産・負債、職歴および各共同利用者の与信評価情報等)

(4) 個人データの管理について責任を有する者:

株式会社スマートプラスクレジット

第4条(「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止、及び第三者提供の停止等)

(1) ご請求方法

「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止、及び第三者提供の停止等(以下、「開示等」という。)を希望される場合は、以下の当社請求・お問合せ窓口までご連絡ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入のうえ、以下の書類とともに指定の窓口までご送付ください。

ア ご請求者がご本人の場合

ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳などの公的機関が発行した書類の写し

イ ご請求者が代理人の場合

① 代理人本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳などの公的機関が発行した書類の写し

② 委任状【ご本人が印鑑証明書の印(印鑑証明書を添付)を押印ください。】、後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

(2) 回答について お受けした開示等請求については、当社にて請求内容の確認・調査等を行い、ご本人に対し、当社が定める方法のうちご本人が請求した方法により回答いたします。代理人によるご請求の場合であっても、法定代理人によるご請求の場合を除き、契約者ご本人に対し回答いたします。なお、開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡申しあげます。(3) 手数料について 保有個人データの利用目的の通知、及び保有個人データの開示の請求にあたり、手数料を1,000円を上限にご負担いただきますので、弊社指定の口座に手数料をお振込みください。振込み手数料についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

個人情報取り扱いに関するお問い合わせ窓口

株式会社スマートプラスクレジット お客様相談室

受付時間 平日10時～17時

所在地 東京都千代田区九段北1丁目8番10号 住友不動産九段ビル9階

メールアドレス privacy@smartplus-credit.com

東京都千代田区九段北1丁目8番10号 住友不動産九段ビル9階

株式会社スマートプラスクレジット

代表取締役 大澤 和明

2023年9月制定